

障第1561号
令和6年1月30日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、こどもの性被害防止を目的としたパーテーション、カメラ等の備品購入費等の一部を補助する「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」に関しましては、令和5年11月24日付けで、補助を希望される事業所等を対象として所要額について照会させていただいたところです。

このたび、事業所・施設等へのカメラの設置に当たって配慮すべき点等について、こども家庭庁より別紙のとおり通知がありましたので、利用児の性被害防止を目的としたカメラ等の設置を検討されている事業者におかれましては、内容等ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の実施および概要等につきましては、あらためて周知させていただく予定です。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		